**指定混合肥料生産業者届出事項の変更**

１．届出にあたっての留意事項

　①個人業者で事業を後継者が相続される場合、変更届ではなく、既届出者名の廃止届と後継者名での新規生産届の双方の手続きが必要となります。

　　法人の合併等で届出者が変更する場合も同様です。

　②変更が生じた日から２週間以内に提出してください。

２．提出書類

　①指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書：2部

（正本・副本、次頁記入方法参照、日本産業規格A4）

３．届出書の提出先

　　〒520-8577　滋賀県大津市京町４丁目１番１号　滋賀県農政水産部農業経営課

　　電話：077-528-3842　ＦＡＸ：077-528-4882 Mail：kankyojugai@pref.shiga.lg.jp

　　※郵送、持参またはメール添付（PDFのみ）にて提出してください。

４．その他留意事項

①押印を省略する場合は、担当者の氏名および連絡先（電話番号）を記載してください。

受付後、届出内容の確認を行います。

②同時に販売届の変更手続きをお願いします。

（記入例：括弧付きは任意）

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

 令和2年12月1日

届け出日を記入してください。

都道府県名から番地名まで。登記簿又は住民票のとおり記入してください。

滋賀県知事　　　　様

 住所（〒520-8577）滋賀県大津市京町四丁目１番１号

氏名 株式会社SHIGA食品　代表取締役　滋賀　太郎

 （電話番号：077-528-3842）

法人：法人名及び代表者名、代表者印

個人：氏名、私印

 （FAX番号：077-528-4882）

 （電子メールアドレス：SHIGA@biwa.co.jp）

農協等以外。農協等は肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の部分を取り消し（必要のない方を文面から消してください）。

最初の届け出日を記入してください。複数銘柄の場合は併記してください。

　さきに平成22年4月1日付で肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第２項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第３項の規定により届け出ます。

記

　１　変更した年月日

変更が生じた日を記入してください。

　　　 令和2年11月30日

　２　変更した事項

複数事項の場合は併記してください。

例１）社名の変更　　新）SHIGAFOOD株式会社　旧）株式会社SHIGA食品

　　 例２）代表者の変更　新）大津　花子　　　　　 旧）滋賀　太郎

　　　例３）生産施設の所在地の変更　　新）滋賀県大津市京町三丁目６番２５号

旧）滋賀県大津市京町四丁目１番１号

　３　変更した理由

　　　 例１）近江FOOD株式会社を吸収合併したことによる

　　　例２）役員の改選による

　　　例３）生産工場の移転による

担当　○○部△△課

□□　□□（氏名）

連絡先　000-000-0000

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

滋賀県知事　　様

 　住所

氏名　（名称及び代表者の氏名）

　さきに　　　　年　　　月　　　日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の２第２項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第３項の規定により届け出ます。

記

１ 変更した年月日

２ 変更した事項

３ 変更した理由

※押印省略の場合記入

担当　○○部△△課

□□　□□（氏名）

連絡先　000-000-0000